

よこはま型若者自立塾事業補助金交付要綱

制定 平成 20 年 5 月 13 日こ青育第 67 号（こども青少年局長決裁）

改正 平成 21 年 3 月 31 日行財第 752 号（副市長決裁）

改正 平成 22 年 12 月 24 日こ青育第 759 号（局長決裁）

改正 平成 26 年 4 月 1 日こ青育第 913 号（局長決裁）

改正 令和 2 年 3 月 13 日こ青育第 628 号（局長決裁）

改正 令和 2 年 7 月 27 日こ青育第 434 号（局長決裁）

改正 令和 3 年 3 月 15 日こ青育第 1191 号（局長決裁）

改正 令和 4 年 3 月 28 日こ青育第 1161 号（局長決裁）

最近改正 令和 4 年 9 月 2 日こ青育第 564 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、よこはま型若者自立塾事業実施要綱（平成 20 年 5 月こ青育第 67 号）に規定するよこはま型若者自立塾事業を運営する運営法人に対して交付するよこはま型若者自立塾事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定める。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業者等）

第 2 条 この事業の補助事業者等は、よこはま型若者自立塾の運営者の選定に関する要綱に基づき、市長が選定した運営法人とする。

（補助対象経費）

第 3 条 補助金の対象経費は、次に掲げる費用のうち、よこはま型若者自立塾の設置の目的を達成するために必要なものとする。ただし、第 2 号の人件費については、3 名分までを本補助金の対象とする。

- (1) 施設管理費
- (2) 人件費
- (3) 事業費
- (4) 広報費
- (5) 事務費
- (6) その他市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。

(交付の申請)

第4条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、市長がその都度指定するものとする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、よこはま型若者自立塾事業補助金交付申請書(第1号様式)を用いなければならない。

3 前項の申請書には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) よこはま型若者自立塾事業計画書(第2号様式)

(2) よこはま型若者自立塾事業収支予算書(第3号様式)

4 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付資料は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 規約、定款その他これらに類する書類

(2) 役員名簿

5 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、第1項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定通知)

第5条 市長は、交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査して交付の可否を決定し、交付にあたっての条件を付したよこはま型若者自立塾事業補助金交付決定通知書(第4号様式)又はよこはま型若者自立塾事業補助金不交付決定通知書(第5号様式)を交付するものとする。

(補助金交付決定後の変更)

第6条 第5条により交付の決定がされた後、申請の内容について変更の必要が生じた場合、補助事業者は、よこはま型若者自立塾事業補助金交付申請書(変更申請)(第6号様式)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更の申請があった場合には、その内容を審査して交付の可否を決定し、よこはま型若者自立塾事業補助金交付決定通知書(第4号様式)又はよこはま型若者自立塾事業補助金不交付決定通知書(第5号様式)を交付するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取り下げの期日は、補助事業者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(実績報告)

第8条 補助金規則第14条第1項の規定により、補助事業者が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) よこはま型若者自立塾事業報告書兼概算払金精算書(第7号様式)

(2) よこはま型若者自立塾事業収支決算書(第8号様式)

2 前項第1号の報告書には、補助金等の成果を記載した実績報告書を添付しなければならない。

3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、第1項の報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金額の確定通知)

第9条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、よこはま型若者自立塾事業補助金額確定通知書(第9号様式)により行うものとする。

(補助金交付時期の例外)

第10条 補助事業者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合は、補助金規則第17条ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

ただし、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けた場合は、補助金の精算を行わなければならない。

(補助金交付の請求)

第11条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、よこはま型若者自立塾事業補助金請求書(第10号様式)により行わなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第11号様式)により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金交付の取り消し、返還)

第 13 条 市長は、補助事業者が補助金規則第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当するときには、補助金交付決定の一部又は全部を取り消し、補助金の返還を求めることができる。ただし、緊急事態に際して事業を中止した場合に職員に付与した有給の特別休暇取得に係る人件費、事業再開または他の手法で実施した事業のために要した人件費及び事業費については、その内容を精査した上で返還は不要とする。

(1) 事業を中止、または変更したとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合においては、当該取り消し部分に関し、既に補助金が支払われている場合においては、期限を定めて返還させることができる。

3 市長は、よこはま型若者自立塾事業報告書兼概算払金精算書（第 7 号様式）及びよこはま型若者自立塾事業収支決算書（第 8 号様式）において剰余金がある場合には、当該剰余金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の残存期間)

第 14 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保管期間は、5 年とする。

(書類の閲覧)

第 15 条 補助事業者及び市長は、横浜市市民協働条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、個人情報に該当する部分を除いて、次の各号に定める書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

(1) 第 4 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する書類

(2) 交付決定通知書

(3) 第 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する書類

2 前項に規定する書類のうち、役員名簿については、閲覧を要さない。

3 前項の規定による閲覧は、次の表に定めるところにより行うものとする。

	補助事業者	市長
閲覧場所	補助事業者の事務所又は補助事業者が指定する場所	こども青少年局青少年育成課
閲覧時間	補助事業者が指定する時間	月曜日から金曜日までの午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、横浜市の休日を定める条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 54 号）で規定する休日を除く。
閲覧期間	第 4 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定する書類及び交付決定通知書にあっては補助金の交付を受けた日から、第 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する書類にあっては当該書類を市長に提出した日からそれぞれ 2 年間とする。	

4 閲覧の申出は、閲覧に供する者に閲覧票（第 12 号様式）を提出することにより行う。

(個人情報保護)

第16条 補助事業者は、この事業による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行前に交付した補助金に係る処理については、なお従前の例による。

2 前項本文の規定による改正後の事業に係る補助金交付の申請に必要な手続は、施行前に行うことができる。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条第2項）

よこはま型若者自立塾事業補助金交付申請書

年 月 日

横浜市長

（申請者）団 体 名

所 在 地 〒

代 表 者 名

年度よこはま型若者自立塾事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及びよこはま型若者自立塾事業補助金交付要綱を遵守します。

- 1 補助金交付申請額
¥ (事業費総額：¥)
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助金の支払方法及びその理由
- 4 添付書類
 - (1) よこはま型若者自立塾事業計画書（第2号様式）
 - (2) よこはま型若者自立塾事業収支予算書（第3号様式）
 - (3) 役員名簿
 - (4) 規約、定款その他これらに類する書類

※この書類及び添付書類は、補助金交付が決定した場合、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の供覧に供しなればなりません。

※提出していただいた資料の個人情報、原則として当該事業にかかる手続きのみに使用し、横浜市個人情報の保護に関する条例第10条に定める場合を除き、目的以外に利用することはありません。

第2号様式（第4条第3項）

よこはま型若者自立塾事業計画書

事業名
実施期間
内 容
協賛・後援団体名（該当に○印）

第3号様式（第4条第3項）

よこはま型若者自立塾事業収支予算書

収入合計 ￥

支出合計 ￥

1 収入の部

(円)

項 目	金 額	説 明
合 計		

2 支出の部

(円)

項 目	金 額	説 明
合 計		

第4号様式（第5条）

よこはま型若者自立塾事業補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありましたよこはま型若者自立塾事業補助金について、次の条件を付して交付することと決定しましたので通知します。

なお、交付する補助金の額については、実績報告関係書類の提出後によこはま型若者自立塾事業補助金額確定通知書（第9号様式）をもって確定します。

1 補助金交付額 円

2 補助事業の目的及び内容

3 交付の時期及び方法

4 交付条件

- (1) 補助金は他の事業経費に使用しないこと。
- (2) 横浜市補助金等の交付に関する規則第7条第1号から第3号に定める条件に従うこと。
- (3) 事業実施期間終了後1か月以内に、以下の書類を提出すること。
 - ア よこはま型若者自立塾事業報告書兼概算払金精算書（第7号様式）
 - イ よこはま型若者自立塾事業収支決算書（第8号様式）
 - ウ 事業実績報告書
- (4) (3)により提出いただいた書類をもとに精算した結果、補助金の一部又は全部を取り消し、補助金の返還を求めることがある。
- (5) 虚偽の申請、その他不正な行為によって補助金の交付を受けたときは、補助金の一部又は全部の返還を求めることがある。
- (6) この書類及び添付書類は、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の供覧に供すること。
- (7) 事業の実施に関し、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱には十分留意すること。

担当
電話

第5号様式（第5条）

よこはま型若者自立塾事業補助金不交付決定通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

横浜市長

印

年 月 日に申請のありました標記補助金については、交付しないことに決定しましたので通知します。

（不交付の理由）

担当
電話

よこはま型若者自立塾事業補助金交付申請書（変更申請）

年 月 日

横浜市長

（申請者）団 体 名

所 在 地 〒

代 表 者 名

年度よこはま型若者自立塾事業補助金について、交付の決定を受けた後、申請の内容を変更する必要が生じたので、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額

※（ ）内には、追加交付額または交付額の削減が必要な場合はその額を記載。
金額の変更が不要な場合は〇を記載。

¥ _____ （変更額： ¥ _____ ）

2 補助事業の変更理由及び内容

3 補助金の支払方法及びその理由

4 添付書類

- (1) よこはま型若者自立塾事業計画書（変更申請）（別紙1）
- (2) よこはま型若者自立塾事業収支予算書（変更申請）（別紙2）

※この書類及び添付書類は、補助金交付が決定した場合、横浜市市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の供覧に供しなればなりません。

※提出していただいた資料の個人情報、原則として当該事業にかかる手続きのみに使用し、横浜市個人情報の保護に関する条例第10条に定める場合を除き、目的以外に利用することはありません。

よこはま型若者自立塾事業計画書（変更申請）

変更日	
内 容 （変更前）	内 容 （変更後）
共催・協賛・後援団体名（該当に○印）	

よこはま型若者自立塾事業収支予算書（変更申請）

収入合計 ￥ ()

支出合計 ￥ ()

※ () 内には、追加交付額または削減額を記載

1 収入の部

(円)

項 目	金 額 (変更前)	金 額 (変更後)	説 明
合 計			

2 支出の部

(円)

項 目	金 額 (変更前)	金 額 (変更後)	説 明
合 計			

第7号様式（第8条第1項）

よこはま型若者自立塾事業報告書兼概算払金精算書

（提出日）

年 月 日

横浜市長

報告者兼概算払金受領者

住 所

（法人名）

氏 名

年 月 日 第 号で補助金交付決定を受けたよこはま型若者自立塾事業の実施結果を次のとおり報告します。

1 件名						
2 補助金交付額 （概算払金受領額）（A）						
3 受領年月日	4月分	年	月	日	10月分	年 月 日
	5月分	年	月	日	11月分	年 月 日
	6月分	年	月	日	12月分	年 月 日
	7月分	年	月	日	1月分	年 月 日
	8月分	年	月	日	2月分	年 月 日
	9月分	年	月	日	3月分	年 月 日
4 補助金支出額 （概算払金執行額）（B）						
5 差引残額（A-B）						
6 事業実施期間						
7 参加者人数						
8 実施内容						
9 共催・協賛・後援の団体名						
10 備 考						

添付書類 よこはま型若者自立塾事業収支決算書（第8号様式）

※この書類及び添付書類は、横浜市民協働条例第7条第4項の規定に基づき、一般の供覧に供しなればなりません。

第8号様式（第8条第1項）

よこはま型若者自立塾事業収支決算書

収入合計 円

支出合計 円

1 収入の部 (円)

項目	金額	説明
市補助金		
合計		

2 支出の部 (円)

項目	金額	説明
合計		

第9号様式（第9条）

よこはま型若者自立塾事業補助金額確定通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

横浜市長

印

年 月 日に実績報告書及び関係書類の提出のありましたよこはま型若者自立塾事業補助金については、次のとおりその額を確定いたしましたので通知します。

補助金交付確定額

円

担当
電話

よこはま型若者自立塾事業補助金請求書

年 月 日

横浜市長

（申請者）団 体 名

所 在 地 〒

代 表 者 名

年 月 日に交付決定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

1 請求額

円

2 振込先

（1）金融機関名・支店名

銀行

支店

（2）口座番号

普通・当座 NO.

（3）口座名義人

ア 住所

イ ふりがな 氏名

※留意事項 請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。

第 11 号様式（第 12 条第 1 項）

年 月 日

（報告先）
横浜市長

（報告者）
法人名

所在地

代表者職氏名

よこはま型若者自立塾事業に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあったよこはま型若者自立塾事業
に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|---|--------|
| 1 横浜市から交付された補助金等の額の確定額 | | 金
円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | | 金
円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
| 5 添付資料 | | |
| (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類（第 11 号様式（別紙 1 又は 2）） | | |
| (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し) | | |
| (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し) | | |

第11号様式（別紙1）（第12条第1項）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の
計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人所在地
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由
 - 免税事業者であり、確定申告を行っていないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - 消費税を簡易課税方式により申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - 個別対応方式において、補助金に係る消費税を全て「非課税売上のみに要するもの」として申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - 特定収入割合が5%を超えているため、特例計算を適用しており、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - 補助金の用途が全て非課税仕入に該当するため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - その他（ ）

第11号様式（別紙2）（第12条第1項）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の
計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人所在地

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金（申請・実績・確定）額 円

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税仕入れ	課税売上げ 対応分	非課税売上げ 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳						
	計					

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

第12号様式（第15条第4項）

年 月 日

閱 覧 票

閲覧に供する者

住 所

閲覧者

氏 名

閲覧しようとする 事業の名称	よこはま型若者自立塾事業
閲覧しようとする書類を 作成した団体名	
閲覧年月日	年 月 日
※受付処理欄	

※印のある欄は、記載しないでください